

刑事裁判管轄権に関する事項

行政協定第17条の適用に関し、日米合同委員会において、合意された事項は、次のとおりである。

第1. 合衆国の軍法に服する者等の範囲に関する事項

(1) 行政協定第17条にいう「合衆国の軍法に服する者」には、合衆国統一軍法第2条及び第3条に掲げるすべての者を含む。

(2) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法」第1条第4項に規定されている「軍属」には、合衆国政府又はその機関とタイム・チャーター（期間傭船契約）を結んでいる船舶のすべての乗組員が含まれるが、合衆国政府又はその機関とボエイヂ・チャーター（航海傭船契約）又はスペースチャーター（一部傭船契約）を結んでいる船舶の乗組員は含まれない。

第2. 身分証明書等に関する事項

(1) 行政協定第9条第3項の身分証明書は、アメリカ合衆国軍隊の現役軍人に対して発行される国防省の正規の英文の身分証明書を用いる。

同条第4項の身分証明書は、アメリカ合衆国軍隊が発行する正規の英文の身分証明書を用いる。

(2) 日本国内において軍事警察活動に従事する合衆国軍隊の法律執行員は、日英両国語によってその氏名、身分及び法律執行機関の所属員である旨を記載した身分証明書を携帯し、公務執行中関係人から請求があった場合には呈示する。

(3) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の身分証明書の様式及び日本国内に在る合衆国軍隊の構成員の各種制服の図式を日本国当局に提供する。

(4) 権限を与えられたすべての急使その他機密文書若しくは機密資料を運搬又は送達する任務に従事するすべての軍務要員は、次に記載するような内容の日英両国語による特別の身分証明書を支給される。「この身分証明書の所持者は、公務に従事しており公の機密文書又は資料の保持の責に任じているものである。」

この者は、その氏名及び所属部隊を確めるという必要以上に如何なる目的のためにもその身柄を拘束されることはない。この者の所持する文書又は資料はその所持を奪われ、開披され又は検査されることはない。」日米両国の当局は、右の身分証明書の存在及び内容並びに上記双方の合意の実行の必要性について双方の関係法律執行機関に周知させる。右の者は、右身分証明書記載のとおり取り扱われるが、その者が犯罪を犯し、日本側から要求された場合には、任務の終了後直ちに日本の法律執行機関に出頭する。

第3. 刑罰法令等の通報に関する事項

- (1) 日米両国は、裁判権は競合する事件に対して頻繁に適用されることが予想される刑罰法令の日英両国語で記載されたものを合同委員会を通じて相互に提供する。
- (2) 日米両国は、行政協定第17条第2項(c)に掲げる安全に対するすべての罪に関する詳細及びそれぞれ自国の現行法の規定でそれらの罪を定めるものを合同委員会を通じて相互に通報する。
- (3) 日本国の当局が、合衆国軍隊の機密に関する犯罪の裁判又は捜査の個々の場合において、合衆国軍隊に対し当該事項が機密に属するか否かを照会したときは、これに対する回答には、当該事項が機密に属するか否かを明らかにする。
- (4) 現地の憲兵司令官は、日本国の警察機関に対し、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対して「立入禁止」とされた地域及び施設を通知する。

第4. 日本法令遵守に関する軍側の指示に関する事項

合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対しては、日本国法令を遵守し、日本国警察の指示等に従うべき旨を強調した指示が既に発せられており、今後もなお定期的に発せられる。

第5. 施設又は区域の標示等に関する事項

- (1) 行政協定第2条に基づき合衆国軍隊が使用する施設又は区域で許可なき立入が禁止されている地域の境界は、日英両国語をもって左記の趣旨を記載した標識又は示標によって明確にされるべきものとする。

「合衆国区域（施設）

在日合衆国軍隊

許可なき立入は日本国の法令により処罰される。」

区域又は施設の一覧表及び法律上の記述は出来る限り日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する。

(2) 刑事特別法第2条但書に「刑法（明治40年法律第45号）に正条がある場合には、同法による」とあるのは、同条の罪が同時に刑法第130条の罪に該当する場合には、刑法第130条の刑をその罪に適用するという意味である。

第6. 公務の定義等に関する事項

(1) 行政協定第17条第3項(a)(ii)及び同項に関する公式議事録にいう「公務」とは、法令、規則、上官の命令又は軍慣習によって、要求され又は権限づけられるすべての任務若しくは役務を指す。

(2) 同条第3項(a)(ii)に関する公式議事録に掲げる証明書は、要請に基づき又は自発的に当該被害者が所属する部隊の指揮官から、犯罪が発生した地の検事正に対し提出される。この証明書は、反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の充分な証拠資料となる。反対の証拠は、すべて合同委員会における考慮のために提出される。検事正は、右の反対の証拠があると思料するときは、直ちに証明書を発行した指揮官に対しその旨通知する。しかる後、当該事件の終局的処理を不当に遅延せしめないため、10日以内に問題が合同委員会に提案されるか否かについての通知が指揮官に対してなされる。かかる事項の合同委員会への提案はいかなる場合においても急速に行なう。

(3) 同条第3項(a)(ii)に関する公式議事録にいう「指揮官」の中には、合衆国海軍における「オフィサー・イン・チャージ」(officer in charge) を含む。

第7. 犯罪の処理に関する相互協力に関する事項

(1) 合衆国の施設又は区域外で起った犯罪につき、その端緒により、犯人が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族であると認められる場合には、合衆国軍隊の法

律執行員は直ちに捜査に着手する責任があることを認める。日米両国の裁判権が競合している犯罪については日米の共同捜査が望ましい。

(2) 合衆国軍隊の使用する施設又は区域外において合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が死亡した場合には、日本国又は合衆国の法律執行員が到着するまで、事故の現場はそのまま保存される。その死が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族によって惹起されたことが明らかである場合には、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の死体の解剖は、合衆国の当局がこれを行ない、その他の場合には、

) 日本国の当局が適当な合衆国の当局と共同して、これを行なう。

(3) 行政協定第20条第1項(a)にいう「合衆国の当局の援助を得て」という語は、同協定第17条第6項(a)にいう相互の協力及び援助を指し、同協定第20条に規定する軍票の不正使用及び不正所持に関する全ての捜査につき、合衆国軍隊の法律執行員は日本国警察当局と協力する。

(4) 法律の執行に資するため、日本国警察職員を常勤員として合衆国の使用する施設又は区域内にある合衆国軍隊の法律執行機関の庁舎内に派遣せしめられることが極めて望ましい。

(5) 合衆国軍隊の裁判所や委員会が、日本人である証人の出頭又は日本人からの証拠の提出を求める必要があるときは、書面により現地の憲兵司令官を通じてもよりの検察庁、司法警察員又は裁判官に対し召還状の発付を求める。但し、日本人である証人の出頭を求める要請は証言調書の利用に充分考慮を払ったのちなざるものとする。証人に支給される旅費、日当の額は、合衆国軍隊の指令に定められたものによるか又は日本国裁判所が証人に支給する率による。

(6) 日本国の当局が合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの家族を証人として召喚しようとするときは、日本国裁判官、検察官、司法警察員を通じてその要請を現地の憲兵司令官に行なうものとし、その要請は、当該証人の所属する部隊の司令官に送達され、右司令官はその要請に応ずる責任を有する。かかる証人に対する旅費、日当の額は、日本国裁判所が証人に支給する率による。証人の出頭につき要した費用

は、すべて証人の出頭を要請する機関の属する政府が支払う。

(7) 証拠として必要な財産その他の物は、審理前並びに審理中利用し得るため相当と認められるときは、日本国又は合衆国の当局へそれぞれ引き渡さるべきである。

第8. 逮捕に関する事項

(1) 日米両国の法律執行員が犯罪の現場にあって、犯人たる合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕する場合には合衆国軍隊の法律執行員が逮捕するのを原則とし、この被疑者の身柄はもよりの日本国の警察官公署に連行される。日本国の当局による一応の取調べの後、当該被疑者の身柄は原則として引き続き合衆国の当局に委ねられるが、当該事件が日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪に係るものである場合には、日米の共同捜査のためいつでも取調べの対象となる。日本国の当局が特に当該被疑者の身柄を確保する必要があると認めて要請した場合には、その者の身柄は日本国の当局に引き渡される。

(2) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を日本国の当局が逮捕した場合には、直ちに、もよりの合衆国軍隊憲兵司令官に対しその旨通知し、当該犯罪が合衆国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであるとき又は当該犯罪が公務執行中に行なわれた疑があるときには、被疑者の身柄を当該憲兵司令官に引き渡すものとする。合衆国の当局はすみやかに当該被疑者が公務の執行中であったと認めるかどうかの決定を行ない通知する。逮捕された被疑者の犯した罪が、日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであるときには日本国の当局は、当該被疑者の身柄を拘束する正当な理由並びに必要の有無につき直ちに決定し、その理由及び必要がないときにはその者を釈放して合衆国の当局による拘禁に委ねる。その後当該被疑者が日本国の当局によって起訴された場合には、合衆国の当局は、要請に基づきその者の身柄を日本国の当局に引き渡す。

(3) 行政協定第17条第5項に関する公式議事録第2項に定める通告は、逮捕を行なった現地憲兵司令官からもよりの司法警察員に対して直ちに行なわれるものとする。同公式議事録第2項に掲げる者が合衆国の軍当局によって逮捕されたときは、日

本国の当局は、日米の共同捜査として、要請をすればいつでもその者を取り調べることができる。

(4) 日本国の当局は、逮捕された合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を引き渡す場合には、一定の書式による書面に引渡を受ける合衆国軍隊の将校が署名し、これを日米両当局が保管する。

(5) 合衆国軍隊の当局が、合衆国の施設又は区域内若しくはその近傍において、日本国第一次の裁判権に服する者を逮捕し、その者の身柄を日本国当局に引き渡す場合においては、一定の事項を記載した書類を作成し、これを日本国当局に交付する。

(6) 日本国の当局に対して日本国内にある者の逮捕を要請する場合には、その逮捕が予想される地のもよりの合衆国軍隊の現地憲兵司令官が、一定様式の書面により右の要請を行う。

(7) 行政協定第17条第10項に関する公式議事録に従い、合衆国軍隊の法律執行員は、合衆国軍隊の使用する施設又は区域の近傍で当該施設又は区域の安全に対する犯罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を令状なくして逮捕することができる。また、日本国内における所在地のいかんを問わず、合衆国軍隊の重要な軍用財産、即ち、艦船、航空機、重要兵器、弾薬及び機密資材の安全に対する犯罪の既遂又は未遂が現に行なわれている場合において、日本国法律執行機関の措置を求めるいとまのないときは、当該軍用財産の周辺において当該行為者を令状なくして逮捕し、又は当該行為を制止することができる。この場合において、合衆国軍隊の法律執行員は合衆国軍隊の守則に従わなければならず、且つ、日本国刑法第36条第1項又は第37条第1項に該当する場合のほかは武器を使用してはならない。

(8) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が日本国刑事訴訟法第212条に言う現行犯人であり、その者の犯した犯罪が重大なものである場合において、これらの者を現行犯人として追跡逮捕するため必要があるときは、合衆国軍隊の法律執行員は令状なくして合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある人の住居又は人の看守

する邸宅、建造物若しくは船舶内に立ち入ることができる。

- (9) 右第10項に関する公式議事録第一項にいう「罪」(offense)とは、合衆国の重要な軍用財産、即ち、艦船、航空機、重要兵器、弾薬及び機密資材若しくは刑事特別法に定義されている合衆国の施設又は区域の安全に対する犯罪の外、直接人命を危くし又は財産を害するすべての行為を意味する。同項にいう「近傍」とは、右安全を害する犯罪の既遂又は未遂を行い得る程度に前記財産若しくは施設又は区域に近傍した場所を意味する。
- (10) 日本国の裁判権のみに服する者で合衆国の当局によって逮捕されたものは、逮捕を行なった現地憲兵司令官から直ちに日本国当局へ引き渡される。日本国当局は逮捕者の引き渡しに先立って逮捕理由の通知をうける。
- (11) 日米両国の当局は、被逮捕者の身柄の引渡に際し、その促進方につきあらゆる努力を払うべきものとする。
- (12) 合衆国当局が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕した場合において、これらの者が日本国法令に違反した疑があり、日本国当局に対し当該被疑者の写真及び指紋を送付するのを適當と認める場合にはこれを送付する。
- (13) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕した場合には、その者の指紋及び写真をとることができる。
- (14) 合衆国軍隊の当局は、拳銃を使用して犯罪を行なった合衆国軍隊の所属員を逮捕した場合において、その犯罪が日本国当局が裁判権行使する第一次の権利を有するものであるときは、要請により、その犯行に使用した拳銃の試射を行ないその拳銃から得た弾丸及び薬莢を日本国科学捜査研究所に送付する。
- (15) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の身柄を拘束した場合には、日米両国間の言語及び習慣の相違に適當な考慮を払い、かつ、拘束された者の弁護人あるいは合衆国軍当局との接見についても適當な措置をとる。
- (16) 被疑者の身柄の拘束に伴う一切の費用は、すべて当該拘束を行なう機関の属する政府が支払う。

第9. 捜索等に関する事項

- (1) 日本国の当局からする、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産に対する搜索、差押又は検証の要請は、もよろの憲兵司令官若しくは当該施設又は区域の司令官に対してする。日本国の当局は、右施設又は区域外における合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の身体又は財産に対して模索、差押又は検証を行おうとするときは、可能な限り、事前に、もよろの憲兵司令官又は当該本人が所属する部隊の司令官に、その旨を通知する。
- (2) 合衆国軍隊の使用する施設又は区域内において、日本国裁判権のみに服する者に係る刑事事件につき搜索、差押又は検証を行なう場合においては、合衆国の当局は、日本国法律執行機関からする立会の要請に対して相当の考慮を払う。
- (3) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が犯した犯罪につき合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で搜索又は差押を行なう必要があるときは、合衆国法律執行員は、日本国法律執行機関にかかる処分を行なうことを要請し、日本国法律執行機関の行なう搜索又は差押に立ち会うことができる。合衆国法律執行員は、行政協定第1条に掲げる者が専属的に占有する場所においてはいかなる事件についても搜索又は差押を行なうことができる。

第10. その他警察権に関する事項

- (1) 合衆国軍隊の使用する施設又は区域外において合衆国軍隊の構成員の間における秩序及び規律、維持には合衆国軍隊の法律執行機関があたる。合衆国軍隊の法律執行機関は、合同委員会において条件が定められた場合にはその条件に従って、右施設又は区域外において合衆国軍隊の軍属又は家族の間における秩序及び規律の維持にあたることができる。
- (2) 合衆国軍隊の法律執行員は、秩序及び規律を維持するため、個人の業務の遂行を実質的に妨害しない限度で、鉄道停車場、公衆の娯楽のための建物及び区域並びに公衆リクリエーション区域のような公開された場所に立ち入ることができる。
- (3) 合衆国軍隊の法律執行員は、日本国当局と協議の上、合衆国軍隊の専用する

列車の警らを行ない、場合により、日本国の警察と合衆国軍隊の法律執行員との合同警らが行なわれる。

(4) 合衆国軍用機が合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある公有若しくは私有の財産に墜落又は不時着した場合において事前の承認を受ける暇がないときは、適当な合衆国軍隊の代表者は、必要な救助作業又は合衆国財産の保護をなすため当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。但し、当該財産に対し不必要的損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国の公の機関は、合衆国の当局が現場に到着するまで財産の保護及び危険防止のためその権限の範囲内で必要な措置をとる。日米両国の当局は、許可のない者を事故現場の至近に近寄らせないようにするため共同して必要な統制を行なう。

第11. 犯罪の通知及び起訴の通告等に関する事項

(1) 日本国の当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族によって犯された旨の通知が、合衆国又は日本国(1)の当局から、それぞれ他方の国の当局に対し書面で行なわれた場合には、日本国は法務省を通じ、被疑者が所属する軍隊の在日司令部の法務部に対し、当該事件につき裁判権を行使するか否かを通告するものとする。左に掲げる期間内に、当該法務部が右の通告を受けないか、又は日本国からの起訴を行なわない旨の通告を受けた場合には、合衆国はかかる事件につき裁判権を行使することができる。かかる事件につき裁判権を行使する旨の通告を日本国が行なうべき期間は左の通りとする。

A. 日本国の法令によって6月以下の懲役以下の刑にあたる罪並びに住居侵入罪（暴力によるものを除く）、暴行罪、傷害罪（7日以上の治療を必要とするものを除く）、窃盗等財産に関する罪（賊物罪を含む）で被害額5千円以下のもの、建造物損壊罪又は器物損壊罪で被害額5千円以下のもの及びこれらの罪の未遂罪については、当該犯罪についての最初の通知の日の翌日から起算して5日以内

B. 右に掲げた罪以外の罪については、当該犯罪についての最初の通知の日の翌

日から起算して20日以内

右の期間内に、法務省が、当該法務部に対し特別の理由により裁判権を行使する決定を留保する旨通知した場合には、合衆国は、右Aに掲げる事件についてはさらに5日、Bに掲げる事件については更に10日を経過するまで、裁判権を行使しない。

(2) 行政協定第17条第3項(a)(ii)によって合衆国が裁判権を行使する第1次の権利を有する犯罪で、合衆国軍隊の構成員、または軍属により日本国若しくは日本国民に対して犯された旨の通知が合衆国または日本国の当局からそれぞれ他方の国の当局に対し書面で行なわれた場合には、合衆国は、被疑者の所属する部隊の司令官を通じ、当該犯罪の行なわれた地の検事正に対して、合衆国において裁判権を行使するか否かを通告するものとする。当該検事正は、当該犯罪についての最初の通知のあった日の翌日から起算して10日以内に右の通告を受けなかった場合には、日本国はかかる事件につき裁判権を行使することができる。

(3) 日本国が起訴することにより裁判権を行使する意思を有する旨の通告を行なった事件であって合衆国がその放棄を特に重要であると思料するものについては、当該放棄の要請は当該通告の日から10日以内に法務省に対し書面によってなされるものとする。合衆国のかした放棄要請に対する回答は、当該要請の日から10日以内に法務省が行ない、右的回答があるまでは審理は進行されないものとする。

合衆国が裁判権を行使する第1次の権利を有する事件であって日本国がその放棄を特に重要であると思料するものについての放棄要請は、法務省から、当該被疑者が所属する軍隊の在日司令部の法務部に対し書面によってなされるものとする。日本国のかした放棄要請に対する回答は、当該要請の日から10日以内に当該法務部が行ない、右的回答があるまでは審理は進行されないものとする。

(4) 合衆国軍隊の構成員、軍属またはそれらの家族が、日本国の当局において裁判権を行使する第1次の権利を有する数個の異なった犯罪を犯し、前項の規定に従って犯罪の通知があった場合において、当該犯罪のうちに前記のA及びBに掲げる犯罪が

ともにあるときは、日本国の当局が裁判権を行使する旨の通告を行なうべき期間は、Aに掲げる犯罪についても、Bに掲げる犯罪の例による。

(5) 日本国の権限ある行政機関は、刑事手続を経ないで罰金又は科料に相当する金額の納付を命ずることができる酒税法、関税法、たばこ専売法、塩専売法、しょう脳専売法、アルコール専売法等の法律違反であって、日本国の当局において裁判権を行使する第1次の権利を有するものが、合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族によって犯された旨の情報を得た場合には、直ちにこのような違反が犯された旨を書面でもよりの憲兵司令官に通知するものとする。この書面には違反法例並びに当該反則に係る物件の数量及び価額をも記載する。

A. 当該物件の価額が9千円以下の事件の場合については、合衆国は、右の通知がなされた日の翌日から起算して30日を経過すれば、日本国が、右の期間内に、法務省を通じ、被疑者が所属する軍隊の在日司令部の法務部に対し、日本国が当該事件につき裁判権を行使する旨の通告をしたときを除き、その裁判権を行使することができる。

B. 当該物件の価額が9千円をこえる事件の場合においては、合衆国は、右の通知がなされた日の翌日から起算して38日を経過すれば、日本国が、右の期間内に、法務省を通じ、被疑者の所属する軍隊の在日司令部の法務部に対し、日本国が当該事件につき起訴することにより裁判権を行使する旨の通告をしたときを除き、その裁判権を行使することができる。

法務省が右Bに定められた機関内に当該法務部に対し、特別の理由により、裁判権を行使することの決定を留保することを欲する旨通知した場合には、合衆国は、さらに10日を経過するまで、その裁判権を使わない。

(6) 日本国の当局は、日本国が個々の事件につき、起訴を行なわない旨の決定をしたときは、できるかぎりすみやかに、その旨を合衆国の当局に通告する。当該通告が右に掲げる期間の経過する前になされた場合には、合衆国は、直ちに当該事件につきその裁判権を行使することができる。

(7) 酒税法等の違反を犯した犯則者が、合衆国を使用する施設又は区域内にある場合には、権限ある当該行政機関は、当該犯則者に対して監督権を有する当該施設又は区域の司令官の同意を得て当該施設又は区域に立ち入り当該犯則者に直接通告書を交付するか、当該施設又は区域の司令官を通じて通告書の交付を行なう。

第12. 合衆国軍隊の構成員等の保釈に関する事項

合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が日本国の当局の拘禁の下にあるときは、日本国の刑事訴訟法の定めるところにより保釈の権利を有する。

第13. 裁判所における審理に関する事項

(1) 軍法に服する者の犯した犯罪についての迅速な審理に対する軍紀の必要並びに軍隊に属する証人及び軍事裁判所の職員は事前の通知なくして移動するものであるという事実を考慮して、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が異なった犯罪により日米両国の裁判所に起訴された場合には、合衆国が原則として最初に審理を行なうものとする。この場合には審理の終了後、日本国の当局に対し当該犯人を引き渡す。かかる場合において、日本国の裁判所によってなされた判決は執行猶予の場合を除き、最初に執行され、合衆国の軍事裁判所によってなされた判決の執行を中断し、日本側の刑の執行終了後合衆国の当局に引き渡される。

(2) 日本国が第一次の裁判権を放棄した犯罪について、当該犯罪の行なわれた場所から適当な距離内で簡易軍事裁判所又は特別軍事裁判所の審理を行なうことが軍事上の必要により可能でない場合には、かかる犯罪についての審理は、軍活動の実情に則した場所において行なうことができる。

(3) 日本国の当局が裁判権を行使しないこととした事件等について的一般軍事裁判所の審理については、その地の検事正は、事前に審理が行なわれる年月日時及び場所の通知を受ける。

当該検事正は当該審理に立ち会う日本国の代表者の氏名を通知する。

(4) 日本国の裁判所における合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対する審理について、その地の検事正は、事前に審理の行なわれる年月日時及び場所を通知

する。当該検事正は、当該審理に立ち会う合衆国の代表者の氏名の通知を受ける。

第14. 執行に関する事項

(1) 行政協定第17条第10項に関する公式議事録により、合衆国の施設又は区域内に在る財産（合衆国政府が所有し又は使用する財産を除く。）に関し日本国の裁判所の判決があった場合には、当該財産が所在する区域又は施設の司令官に対し、書面によって当該財産の引渡を請求する。

(2) 合衆国の軍法に服する者で、日本国の刑務所において服役し日本国の法律により仮釈放され得るものは、日本国の刑務所において、合衆国の軍当局にその身柄を釈放する。合衆国の当局は、被釈放者を保護観察官の許に連行し、当該保護観察官は、その仮釈放期間中、被釈放者に面接し、又は通信することができる。合衆国の当局は、被釈放者を日本国から出国させる場合には、日本国の当局に対して出国の日を通告する。

第15. 裁判結果の通告に関する事項

行政協定第17条第6項 (b)の通告は、次のとおりとし、合同委員会を通じて1月毎に行う。

(a) 第一次の裁判権を有しない当事国が裁判を行なった場合における当該事件の最終の裁判結果の通報。

(b) 一方の国が第一次の裁判権を行使した犯罪で他方の国又はその国民に対して犯されたものに係る事件の最終の裁判結果の通報。

なお、日米両国の現地当局間において、要請に基づきすべての事件に関し相互に裁判結果その他の処分を非公式に通報することを妨げない。

第16. その他

(1) 日本国政府は、合衆国の機密の保持のため、税関及び警察の職員に合衆国の機密資料の符号を知らしておく。

(2) 合衆国が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に発行している運転免許証その他の軍隊の運転免許証には日本語で「運転免許証」と記入する。

(3) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族による獵銃の所持の許可証は日本國の法律に従って発行される。日本國の当局は、現地の憲兵司令官その他適當な機關がその申請書を一括取りまとめて日本國の当局へ提出する場合には、許可証の発行につき好意的考慮を払う。